

佐賀県告示第90号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
〃 佐賀共栄銀行	〃	<u>〃</u>	〃 佐賀共栄銀行	〃	<u>県公金の収納事務 (預金口座振替によるものに限る。)</u>
〃 長崎銀行	佐賀県内の全ての店舗	<u>〃</u>	〃 長崎銀行	佐賀県内の全ての店舗	<u>県公金の収納事務</u>
略			略		